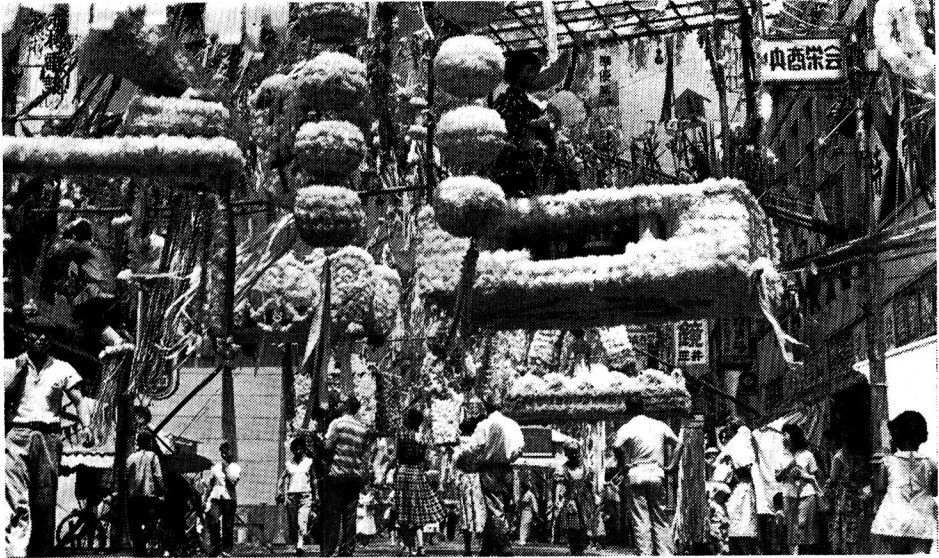


七月の納税  
町 民 税  
第一 期 分  
七月三十一日まで

# 福 生 町 広 報

発行所 福生町役場  
発行兼 福生町役場  
編集人 総務課  
印刷所 昭和印刷KK

昭和 35 年 6 月 20 日 第 8 号



## 七 夕 ま つ り

昭和26年に商業振興の一策としてはじめられた福生町の七夕祭りも、今年で第10回目をむかえ、町制施行20周年記念行事と併せて盛大に行なわれることとなりました。

この行事は商店の方々を中心となつて行なわれておりますが、一般家庭の方々の御協力を得て町ぐるみの七夕祭りとして夕涼みの一刻を楽しむように係では望んでおります。

なほ、今年は7月7日から十日までを期間として多彩な催しがありますので御出かけ下さい。

- ▽安全週間(一日―七日)  
各職場では緑の十字の旗をひるがえして産業災害の防止につとめる。鉱山関係では別に期間「鉱山保安週間」を展開する。
- ▽住民登録届出励行週間(一日―七日)  
住民登録制度についての認識を求め、この制度の利用価値を高める。
- ▽社会を明るくする運動(七月中)  
犯罪の予防と犯罪者のまよひせい・更生保護について協力を促すため各種の行事が行なわれる。
- ▽海上安全週間(十七日―二十三日)  
二十日の海の記念日はさんで一週間人命尊重のキャンペーンが行なわれ、同時にシーズン中、海浜の事故防止活動と台風期に当つての「海難防止運動」が展開される。
- ▽特別貯蓄運動(六月十日―七月二十日)  
ボーナス期からお盆へかけて、臨時収入の天引き貯蓄や使途の研究が呼びかけられる。
- ▽夏の健康を守る運動(六月二十日―七月二十日)  
夏に多い伝染病の予防と夏を丈夫で過ごすための啓発運動が先月から引き続いて行なわれる。
- ▽国土建設週間(十日―十六日)  
河川の保全、開発や道路整備、住宅建設等に関して理解を深めるキャンペーンとして、これを重点を同じくして八月九日までの二カ月間「道路をまもる月間」が全国的に実施される。
- ▽自然に親しむ運動(二十一日―八月二十日)  
自然に親しんでからだを鍛え明日の英気を養う趣旨のものとして二十一日には「自然愛護の日」の行事がある。その他今月のキャンペーンとしては、水を大切にする運動、夏の行楽地でのエチケット、大雨期の水防強化夏の犯罪防止などが行なわれる。

7月の  
広報ごよみ

# 報告

## 議長 高橋彦市氏、副議長 米泉 薫氏

### ―常任委員会委員なども改選―

第五回福生町臨時議会は、六月三日(日)午後一時から開会され議長選挙及び常任委員会委員の改選を行い、副議長に高橋彦市氏が昇格し、副議長に米泉薫氏が選ばれた。

ついで常任委員会、委員及び特別委員会委員の改選が行なわれ、それぞれつぎのようによつた。

- 議長大久保一郎氏が互選された。
- 副議長 高橋彦市
  - 副議長 米泉 薫
  - 総務常任委員会 委員 長村 野 明
  - 委員 大久保 一郎
  - 委員 西村 光 春
  - 委員 高橋 千 春
  - 委員 田村 祐 一
  - 委員 石川 信 義
  - 委員 山 下 幸 三

- 副委員長 清水 与市
- 委員 渡辺 真一郎
- 委員 山 下 久 吉
- 委員 平 井 賢 治
- 委員 齋藤 二 郎
- 委員 齋藤 武 夫
- 委員 齋藤 武 夫
- 委員 齋藤 武 夫
- 委員 齋藤 武 夫
- 委員 齋藤 武 夫

- と場運営特別委員会
- 委員長 齋藤 真一
  - 副委員長 細 野 一
  - 委員 磯村 武 夫
  - 委員 高橋 彦 市
  - 委員 平 井 賢 治
  - 委員 高橋 千 春
  - 委員 米泉 薫
  - 委員 吉田 清
  - 委員 山 下 久 吉
  - 委員 波 井 明 弘
  - 委員 渡 野 一 郎
  - 委員 大久保 一郎

- 議会議事委員会
- 委員長 大久保 一郎
  - 副委員長 西村 光 人
  - 委員 田村 祐 一
  - 委員 石川 信 義
  - 委員 高 村 祐 一
  - 委員 田 村 祐 一
  - 委員 石川 信 義
  - 委員 中 西 虎 藏
  - 委員 波 井 明 弘
  - 委員 石川 信 義
  - 委員 渡 野 一 郎
  - 委員 大久保 一郎



## 福生町長就任にあたり

### 瀬古清蔵

さきに行なわれた町長の選挙にあり、町民各位のたいなる御声援をいたして町長に就任したし、その責任の重かつたなるを痛感いたしました。

これを対しては常に役職員に温情をもつて接し、職員が一本丸となつて誠実に責任をもつて働けるよう意をつくつたし、と考へます。

面につながらを深くお互に誠実をもつて合併の基礎をつくり、その機運の熟するのを待つて断行できると信じます。

の要望をよく聞いて善処し、ゆく所存であります。

下水道問題も早急に基本計画をたて、都及び国の援助を得て成果をあげたいと考へております。

わたくしは、浅学非才極めて未熟であります。ごんごん四年間町づくりに情熱をかたむけ、最善の努力をいたす所存であります。何とぞ宜しくお願いいたします。

事業面については首都圏市街地開発と併せて都市計画の事業を積極的に推進してゆきたいと考へます。

勤労者対策としては現在の世相にかんがみ離職対策その他問題が極めて多く、関係者

本年度二千万円の起債を見とおしがついて、全力をふるつて水道事業の完成に努力してまいります。

町民の減免については福生町賦課徴収条例に基づき、参考までにお知らせいたします。

## 町民税の減免について

1 町長は、左の各号の一に該当する者のうち、町長において必要と認められる者に対し、町民税を減免する。

一、生活保護法の規定による、生活保護を受けるもの

二、当該年度において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者

三、学生及び生徒

四、民法第三十四条の公益法人

2 前項の規定によつて町民税の減免を受けたとする者は、納期限前七日までに左に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証する書類を添えて町長に提出しなければならぬ。

一、年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間)納期の別及び税額

二、減免を受けようとする事由

3 第一項の規定によつて町民税の減免を受けた場合、その事由が消滅した場合は、おいては直ちにその旨を町長に申告しなければならぬ。

(註)本年度の徴収令書は七月八日の頒発付の予定です。

### 夏季防犯対策きままる

#### 福生警察署よりお知らせ

▽福生警察署では夏季防犯について、つきぎのような要綱にもとづいて対策をたてて△▽おり皆さまの協力をお願いしてまいります◆

昭和三十五年夏季防犯推進要綱

第一期間 七月一日から八月三十一日まで

第二期間 九月一日から十月三十一日まで

第三期間 十一月一日から十二月三十一日まで

第四期間 翌年一月一日から三月三十一日まで

- 第一、少年の不良化と事故の防止
- 第二、風俗事犯等の取締り
- 第三、管内の不良化と事故の防止
- 第四、防犯要綱の取組

一、少年の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

二、風俗事犯等の取締り

一、少年の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

三、管内の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

四、防犯要綱の取組

一、少年の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

二、侵入盗および性的犯罪の取締り

一、侵入盗の取締り

1 侵入盗の発生は二一九件である。同し本年五月現在における発生件数は八九件である。従つて次の指導を徹底する。

(1)戸締りの指導

(2)防犯施設等の整備促進

(3)防犯要綱の取組

二、性的犯罪の取締り

一、性的犯罪の発生は昨年一ヶ年間に於ける強姦及びわいせつ罪の発生で事件として処理した件数は八件であるが、この他に届出のない事犯は相当あるものと思われる。

(1)予防取締り

ア、六月九日より二人一組の警戒員を出して、毎晩十一時まで密行張込を実施している。

イ、外動受持員は夜間痴かんの発生が予想される地点を重点に警戒を実施する。

ウ、防犯係員による防犯灯の一せいで点検を行ない、関係向に連絡補修を行なう。

エ、催し日には事前に主催者側に連絡会場その他周辺の警戒を徹底する。

三、風俗営業等の取締り

一、風俗営業等ぐれん隊などの悪の温床となる時間外営業、無許可風俗営業、照度違反の取締りを行なう。

二、売春事犯の取締り

三、暴力事犯の取締り

四、防犯、少年と一体となり別途計画によりチンピラぐれん隊による暴力事犯を重点に取締りを随時実施する。

土地家屋の一斉調査に

御協力下さい

役場税務課では六月下旬から四ヶ月の予定で土地、家屋の一斉調査を行なつております。これは昭和二十六年年度が固定資産税の基準年度(評価額を決める年度)にあたりますので、皆さまの家や土地について、

一、少年の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

二、風俗事犯等の取締り

一、少年の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

三、管内の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

四、防犯要綱の取組

一、少年の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

二、侵入盗および性的犯罪の取締り

一、侵入盗の取締り

1 侵入盗の発生は二一九件である。同し本年五月現在における発生件数は八九件である。従つて次の指導を徹底する。

(1)戸締りの指導

(2)防犯施設等の整備促進

(3)防犯要綱の取組

二、性的犯罪の取締り

一、性的犯罪の発生は昨年一ヶ年間に於ける強姦及びわいせつ罪の発生で事件として処理した件数は八件であるが、この他に届出のない事犯は相当あるものと思われる。

(1)予防取締り

ア、六月九日より二人一組の警戒員を出して、毎晩十一時まで密行張込を実施している。

イ、外動受持員は夜間痴かんの発生が予想される地点を重点に警戒を実施する。

ウ、防犯係員による防犯灯の一せいで点検を行なう。

エ、催し日には事前に主催者側に連絡会場その他周辺の警戒を徹底する。

三、風俗営業等の取締り

一、風俗営業等ぐれん隊などの悪の温床となる時間外営業、無許可風俗営業、照度違反の取締りを行なう。

二、売春事犯の取締り

三、暴力事犯の取締り

四、防犯、少年と一体となり別途計画によりチンピラぐれん隊による暴力事犯を重点に取締りを随時実施する。

三、管内の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

四、防犯要綱の取組

一、少年の不良化と事故の防止

(1)関係機関、団体との連携、強化

(2)街頭指導の推進 夏祭、盆おどり納涼大会、催し日を重点に実施する

(3)余暇指導 少年の柔剣道、および少年野球を通して善導に努める

二、侵入盗および性的犯罪の取締り

一、侵入盗の取締り

1 侵入盗の発生は二一九件である。同し本年五月現在における発生件数は八九件である。従つて次の指導を徹底する。

(1)戸締りの指導

(2)防犯施設等の整備促進

(3)防犯要綱の取組

二、性的犯罪の取締り

一、性的犯罪の発生は昨年一ヶ年間に於ける強姦及びわいせつ罪の発生で事件として処理した件数は八件であるが、この他に届出のない事犯は相当あるものと思われる。

(1)予防取締り

ア、六月九日より二人一組の警戒員を出して、毎晩十一時まで密行張込を実施している。

イ、外動受持員は夜間痴かんの発生が予想される地点を重点に警戒を実施する。

ウ、防犯係員による防犯灯の一せいで点検を行なう。

エ、催し日には事前に主催者側に連絡会場その他周辺の警戒を徹底する。

三、風俗営業等の取締り

一、風俗営業等ぐれん隊などの悪の温床となる時間外営業、無許可風俗営業、照度違反の取締りを行なう。

二、売春事犯の取締り

三、暴力事犯の取締り

四、防犯、少年と一体となり別途計画によりチンピラぐれん隊による暴力事犯を重点に取締りを随時実施する。

土地家屋の一斉調査に

御協力下さい

役場税務課では六月下旬から四ヶ月の予定で土地、家屋の一斉調査を行なつております。これは昭和二十六年年度が固定資産税の基準年度(評価額を決める年度)にあたりますので、皆さまの家や土地について、

土地家屋の一斉調査に

御協力下さい

役場税務課では六月下旬から四ヶ月の予定で土地、家屋の一斉調査を行なつております。これは昭和二十六年年度が固定資産税の基準年度(評価額を決める年度)にあたりますので、皆さまの家や土地について、



### 電話の加入を申込んで下さい

#### 福生電報電話局よりお願い

自衛官 第二次募集!

つぎのように二次陸・海・空自衛官を募集しております。志願される方は役場総務課に御連絡下さい。

一、募集の期日

六月一日から七月十一日まで

二、資格

新制中学卒業の方で昭和十七年九月二日より昭和十七年九月一日までに生れた日本国籍をもつ男子。

福生電報電話局は来年少十月中旬(予定)自動に切り替わり、同時に羽村局も合併して東京都内、都下自動局との間に待望の即時通話ができることになりま。

いまのところは局の設備が一ぱいで新規の架設はほとんどできないため申し込みはほとんどなっておりませんが、どうも申し込んでいただかないのがおそれ、この四月から新らしく法律が施行されて電話をひく場合には、設備料のお支払をいたぐることになりました。建設費をお借りしていただくだけの電話をふやそうとするためのもので、その負担金制度を廃止して実質的な負担を軽くする一方、債券の利率も年約七分三厘と

七月一日から七日まで住民登録の届出励行週間が行なわれます。

市町村の住民は、住民登録の届出をしておくことによつて、住所地でいつでも住民票の謄抄本や居住証明書交付をうけることができ、これを就職、就学、その他各種の免許書の交付をうける場合などに利用することができ、戸籍の謄抄本に代用することもできます。

転入、転出、住所が異動した場合に、十四日以内に届出をしなければなりません。届出は、新住所地の市町村で受理されます。

正当な理由がなく、届出期間に届出をしない者は、五百円以下の過料に処せられることがありますが、御注意下さい。

一、有利なものになりました。また架設費が五万円以上の場合には銀行から融資をうけられる便利な制度もできました。

新架設費用 (現在六級局、加入八三七)

一、単独電話

設備料一万円、債券八万円

加入料三百円

二、共同電話

設備料一万円、債券三万円

加入料三百円

三、電話についてのお問い合わせは八五〇番へ願います。

「住民登録届出 励行週間」

七月一日から七日まで住民登録の届出励行週間が行なわれます。

市町村の住民は、住民登録の届出をしておくことによつて、住所地でいつでも住民票の謄抄本や居住証明書交付をうけることができ、これを就職、就学、その他各種の免許書の交付をうける場合などに利用することができ、戸籍の謄抄本に代用することもできます。

転入、転出、住所が異動した場合に、十四日以内に届出をしなければなりません。届出は、新住所地の市町村で受理されます。

正当な理由がなく、届出期間に届出をしない者は、五百円以下の過料に処せられることがありますが、御注意下さい。

一、有利なものになりました。また架設費が五万円以上の場合には銀行から融資をうけられる便利な制度もできました。

新架設費用 (現在六級局、加入八三七)

一、単独電話

設備料一万円、債券八万円

加入料三百円

二、共同電話

設備料一万円、債券三万円

加入料三百円

三、電話についてのお問い合わせは八五〇番へ願います。

# 福生町からオリンピックへ

## 大沢君(片倉)が自転車競技に出場

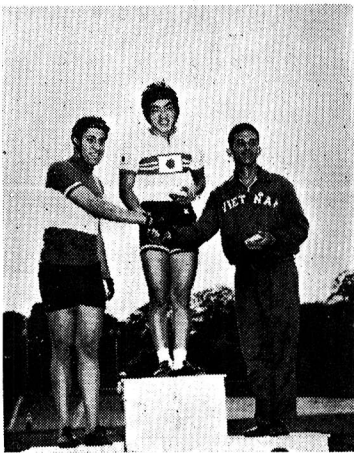
片倉自転車工業株式会社に勤務する大沢鉄男君(23)が、こんどローマオリンピック大会に自転車競技の日本代表として七月中旬にローマにむけ出発することになりました。

大沢君は、すでに、メルポルのオリニック大会上に日本代表として参加し、千米タイムトライアルに一分十三秒の日本新記録を出したのをはじめ、第三回アジア大会には輝く優勝を成しとげるなど、数々の国際競技に参加して自転車競技の日本代表として多くの足跡を残しております。

なお、六月十日の記録会にだした千米タイムトライアルの一分二秒〇は、これまでの自己の出した日本新記録を大きく破るもので、メルポルオリンピックの第四位にありローマにおける活躍が期待されております。

また、福生町では体育協会が主体となつて、大沢選手を送る盛大な催しが計画されており、皆さまの御協力を期待しております。

写真はアジア大会に優勝したときの大沢選手(中央)



福生町では陸上競技協会が主体となつて、第一回陸上競技選手権大会を開くこととなりました。この競技は、こんご、毎年定期的に行なわれるもので、これによつて大いに陸上競技を盛んにし、体位の向上と、青少年の善導につとめようとするもので、福生町に在住する方はどなたでも気軽に参加されるよう関係者は希望しております。

なほ、くわしいことはつぎの要領によつて御承知下さい。

## 第一回 福生陸上競技選手権大会要項

日 時 昭和三十五年七月二十四日(日) 午前九時競技開始  
場 所 福生町立福生中学校 校庭

主 催 福生町体育協会  
後 援 福生陸上競技協会  
産 福生町教育委員会  
經 福生町新聞社  
協 助 福生町新聞社

(小雨決行 雨天延期の時は追つて通知する)

種 目 一、中学生の部  
男子 一〇〇M、二〇〇M、四〇〇M、八〇〇M、一五〇〇M、八〇〇M 継走  
走山跳、走高跳、三段跳、砲丸投、円盤投  
女子 一〇〇M、二〇〇M、四〇〇M 継走、走山跳、走高跳、砲丸投  
二、一般の部(青年団員以外で中学校卒業以上の年度の者、青年団員以外の高校生、大学生を含む)  
男子 女子共、青年団の部の種目と同じ(但、継走は除く)  
一人三種目以内の出場可(但、青年団の部の継走は制限外)  
無 参加制限  
参加料 無  
出場資格 福生町に在住者に限る

申込方法 昭和三十四年度に於ける日本十傑並びに全国大会(全日本選手権、全国労務者、一般対学生、国民体育大会、全日本学生等)で入賞したものは、その種目には出場出来ない。  
申込場所 別紙形式の申込票(申込場所にあり)に記入の上申込むこと。  
イ、福生町役場内 福生陸上競技協会 内田和雄(又は石川和夫)  
ロ、青年団各支部長

一	支部(南)	福生町熊川	一〇一 番地
二	支部(内出 武蔵野)	福生町熊川	三〇四 番地
三	支部(駒ヶ谷戸)	福生町熊川	七六八 番地
四	支部(熊川牛浜)	福生町熊川	四七四 番地
五	支部(福生牛浜、志茂、原ヶ谷戸)	福生町熊川	四一九 番地
六	支部(永田)	福生町福生	五八八 番地
七	支部(長沢)	福生町福生	一七八 番地
八	支部(加美)	福生町福生	一七五 番地
九	支部(本町)	福生町福生	一七九 番地
十	支部(不明)	福生町福生	七八九 番地

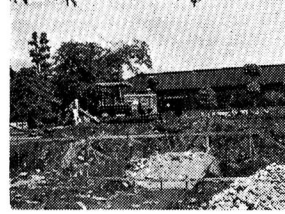
申込締切 昭和三十五年七月九日(上) 正午  
表 彰 各目優勝者、二位、三位入賞者に賞状並びに賞品。  
其の他 各種目四位、五位、六位入賞者に賞品。  
イ、選手権賞、最優秀選手賞は考慮中。  
ロ、ゼッケンは主催者で準備する。  
口、詳細は当日会場に於いて発表する。

### 小学校 プールを建設

#### 本年度は第一、第二小に

昨年、町内の各小、中学校より、第二小学校プールが排水P.T.Aから請願の出されていたプールの建設につれては、昭和三十五年において第一及び第二小学校、昭和三十六年度において第三及び第四小学校に建設することになりましたが、この程三十五年度分の第一、第二小学校分について工事がはじられました。

プールの大きさはどちらも巾一・五メートル、長さ二五米、深さ一・二メートル(最深部)となつております。工費は第一小学校プールが一九五万円、第二小学校プールが二二九万となつてお



(写真は第一小学校プールの建設現場)

### 上水道の拡張計画

#### 本年度は三九〇〇万円

福生町上水道第二期拡張工事は、昭和三十三年八月厚生省の認可を得て昭和三十七年度まで五ヶ年計画により、総工費一億二、八〇〇万円をもつて福生町全域に給水する計画で、前年度までに起債七〇〇万円を借入し、一九七六万円の工事が計つております。本年度の計画はつぎのとおりで一部の仕事はすでに完成してあります。

一、第四水源深井戸工事  
三三六万五千円

- 一、浄水場建設工事 三九〇〇万円
  - 一、専水管工事 二四七万五千円
  - 一、配水管建設工事 一、四一六万六千円
  - 一、水源改造工事 三三六万五千円
  - 一、事務費並に調査費 九二万四千円
- 計 三、九三三万六千円

この工事費は主に起債を対象としたもので、本年度は三、〇〇〇万円以上の起債を得られるよう申請をしております。

### 七夕まつりの催もの

今年で第十回をむかえた七夕まつりは、町制二十周年記念行事と併せてつぎのように多彩な催しがあります。

#### 七夕コンクール

一、期日 七月八日午前十時

二、審査方法 審査員が採点し、点数の多いものから順次定めます。

三、賞 推薦 一点

特選 一席

全二席

全三席

準特選 一席

全三席

入選 六〇〇  
佳作 三〇〇

四、参加申込み 一コンクールに参加される方は各商店街会長さんに七月二日までに申し込んで下さい。

二、審査方法 二日までに役場産業課へ申し込んで下さい。

三、地区別 第一地区 中央商栄会

第二地区 銀座通り商栄会

第三地区 富士見通り商栄会

及びその他地区 栄通り商工会

及びその他地区

月 日

七 月 八 日

七 月 九 日

七 月 十 日

夜 日

昼 日

夜 日

昼 日

夜 日

昼 日

夜 日

昼 日

夜 日

昼 日

夜 日

演 芸 種 目

素人のど自慢大会

ブラズバンド演奏会(小中学生)

日本舞踊

日本舞踊

ブラズバンド演奏会(小中学生)

日本舞踊

日本舞踊

民謡おどり

金光パレ

金光パレ

民謡おどり

民謡おどり

会 場

銀座通り

山下酒店隣

第一小学校

第一小学校

第一小学校

第一小学校

第一小学校

第一小学校

第一小学校

第一小学校

第一小学校

第一小学校

### 素人のど自慢

七夕まつりの一環として行なわれる「素人のど自慢大会」の出演希望者の申し込みをつぎのように受け付けますので多数の御参加を御願いたします。

〇開催日 七月八日 午後七時より

〇開催場所 福生第一小学校々庭

〇申し込み 福生町役場産業課、または福生商協事務所

〇締め切り日 七月二日まで

〇その他 出演者には全員に賞品を贈呈いたします。

他町村の方も歓迎します。

### 七夕写真コンクール

一、題材 福生七夕まつりをテーマとしたスナップ、風景その他観光宣伝に効果のあるもの

二、撮影区域 福生町内

三、作品 一般の部

四つ切(白黒)

2カラースライド(三五枚)

カラースライド(三五枚)

賞または六×六判枠入)

四、賞 一般の部

推薦 一点

杯及び副賞 一万円

特選 一点

杯及び副賞 五千円

準特選 二席 一点

杯及び賞金 三千円

準特選 二席 一点

杯及び賞金 一千円

準特選 三席 一点

杯及び賞金 五百円

入選 二点

杯及び副賞 各五〇〇円

富士フィルム賞外

推薦 一点

杯及び副賞 五千円

特選 一席 一点

杯及び副賞 二千円

特選 二席 一点

杯及び副賞 二千円

入選 二点

杯及び副賞 各五百円

富士フィルム賞外

推薦 一点

杯及び副賞 五千円

特選 一席 一点

杯及び副賞 二千円

特選 二席 一点

杯及び副賞 二千円

入選 二点

杯及び副賞 各五百円

七、発表 新聞紙上または入賞者にハガキで通知します。

六、送り先 福生町役場産業課

五、〆切期日 七月三十一日

四、送付先 福生町役場産業課

三、発表 新聞紙上または入賞者にハガキで通知します。

二、送り先 福生町役場産業課

五、〆切期日 七月三十一日

四、送付先 福生町役場産業課

三、発表 新聞紙上または入賞者にハガキで通知します。

二、送り先 福生町役場産業課

五、〆切期日 七月三十一日

四、送付先 福生町役場産業課

三、発表 新聞紙上または入賞者にハガキで通知します。

### 青少年の柔剣道についてお知らせ

ついでお知らせ

一、たんと、青少年の健全育成

警察の共催で中学生および高校生

の柔剣道を指導することになり

ました。

これは、青少年の不良化を防ぎ、

健全な保護育成をはかろうと

するもので、とくに福生警察署の指導で

行なわれま

す。

希望者は役場民生課まで申し出て下さい。



# 国民年金

**明るい生活をきずくあなたの**

私たちが年をとったり、思いがけない事故によつて、ひどいけがをしたり、あるいは働き手の夫をなくしたりした時、苦しいおもいをせずに生活を送れるようにしようという考で、つくられたのが国民年金です。この国民年金はいままで恩給や厚生年金保険にはいれなかつた自分で商売をしている方や、農業、漁業をしている人たちの年金で、国民年金のできたことによつて、日本人全体が恩給をうけられようになつたわけです。この制度は昭和36年4月1日からはじまりますが、ことしの12月1日から加入の届を区役所又は町村役場に出していただくことになっております。その準備のために東京都では下の要領で世帯調査を行なうことになりました。私たちみんなの年金を育てるために、この調査は大変な資料です。

皆様のご協力をお願いします。

## 世帯調査のお願い

### 7月

●実施の時期

●調査の方法

●調査の内容

●ご注意

役所からおくばりする調査用紙に記入して調査員がおくばりにうかがつたとき、その用紙をお渡しください。

氏名、生年月日、職業、恩給などをもちつているかなどについて、調査用紙のうちの説明にしたがつて、そのある・なしを○で囲んでください。

(イ)この調査は他の目的、例えば税金のことなどには絶対に使いませんから、ありのままを正確に記入してください。

(ロ)くわしいことは調査員、又は町役場民生課におたずねください。

東京都民生局 国民年金部 電話(231)4111

普通恩給

(1)所定の期間在職して退職された方

兵、下士官実役十二年以上

准士官以上実役十三年以上

軍属十七年以上

(2)軍人恩給廃止(昭和二十一年二月一日)前に恩給を受けたことのある方

(3)普通恩給を受けられる権利のある方が未請求のまま、死亡された場合の遺族

(4)軍人恩給廃止前に普通扶助料を受けたことのある方

(5)公務扶助助料

(6)戦死又は戦病死等公務による死亡された場合の遺族

もと軍人軍属などの恩給

請求は七月三十一日まで

もと軍人、軍属およびその遺族の方々で、つぎの事項に該当する方は「昭和三十五年七月三十一日」で「時効」になりますから、まだ請求をしていない方は至急手続をして下さい。

表札はみやすいところに  
はつきりと

4 一時恩給  
引続き七年以上在職して退職された方

5 一時扶助料  
一時恩給を受けられる権利のある方で未請求のまま、死亡された場合の遺族

6 傷病恩給  
公務のため負傷又は病氣にかかり、現在なほその障害を残している方は、その程度によつて恩給が支給されます。この請求は退職または症状固定の日から七年間で時効になりますから該当すると思われる方はお申出下さい。

問合せ先 福生町役場民生課  
民生局援護部世帯課  
電話(231)5111  
内線二五二七  
昭和三十五年六月  
東京都

学校安全会

七月から発足

昭和三十四年十二月十七日法律第一九八号をもつて日本学校安全会法が国会を通過しこれに基づいて日本学校安全会が出来た。

●目的

法第 一条日本学校安全会は学校安全の普及充実はかかるとともに義務教育諸学校等の管理下に於ける児童生徒の自傷疾病死傷又は死亡に關して必要な給付を行ひもつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

●共済掛金

各年度につき児童生徒一人当り二十円以内とする

●国の補助

経済的理由によつて掛金納付困難なものを要保護及び要保護児童生徒に対して国は安全会に補助を行う。

●掛金額

一般児童生徒は二十円  
(保護者十円設置者十円)  
要保護児童生徒二十円  
(国五円設置者十五円)  
要保護児童生徒四円  
(国一円設置者三元)

●災害共済給付

医療費  
健康保険法に基く費用の二分の一  
廃疾見舞金  
廃疾の程度により十三万円から五万円の範囲  
死亡見舞金  
十万円を支給する

●災害共済給付契約の締結

主婦の生活

状態調査

静岡県藤原郡の婦人会では町と農村の主婦たちが一日か、どのように過していか、主婦の生活実態調査を実施した。この結果、△町の俸給生活者の主婦11家事7時間20分、生産2時間15分、自由な時間5時間10分、睡眠7時間40分

△商家の主婦11家事7時間38分、生産6時間44分、自由時間3時間30分、睡眠7時間25分、生産8時間15分、自由時間3時間18分、睡眠7時間22分、△農村11家事6時間18分、生産7時間38分、自由時間3時間5分、睡眠7時間3分となつていて、町と村を通過してゐる点は、ただ睡眠時間だけ、職業によつて主婦の生活もさまざまなかつてゐる。

学校の設置者が保護等の同意を得て安全会との間に共済給付契約を結ぶ。

申込期限は毎年四月一日から五月一日までになつてゐるが本年は七月十日までに申込み七月二十日までに掛金を支払えば四月一日になつて給付がうけられる。

